

第46回 千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時：令和4年1月19日（水）

午後6時から

場所：本庁舎5階 特別会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 新型コロナウイルス感染症の発生状況等について
- (2) まん延防止等重点措置等について
- (3) 医療提供体制の強化等の取組について
- (4) まん延防止等重点措置の適用に伴う県立学校の対応について
- (5) その他

3 閉 会

第46回千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議名簿

令和4年1月19日（水）

本部長	千葉県知事
副本部長	副知事
副本部長	副知事
本部員	総務部長
	総合企画部長
	防災危機管理部長
	健康福祉部長
	保健医療担当部長
	政策調整担当部長
	環境生活部長
	商工労働部長
	農林水産部長
	県土整備部長
	会計管理者
	企業局長
	病院局長
	教育長
警察本部長	

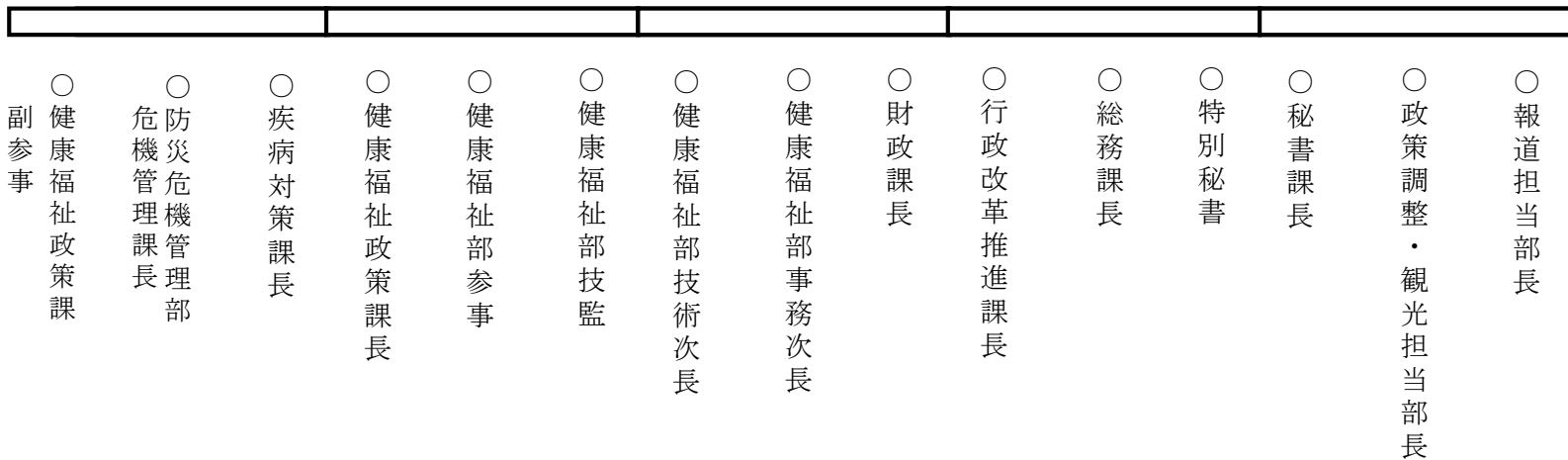
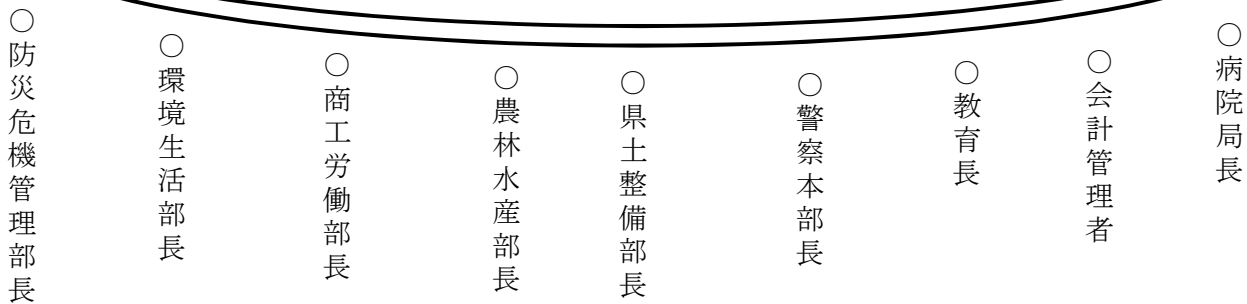
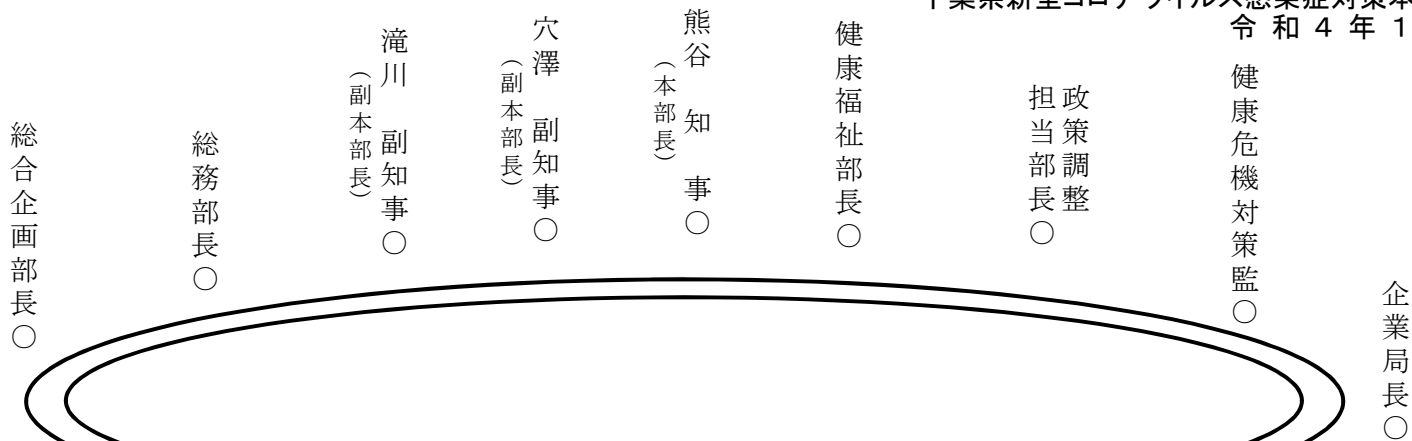
オブザーバー	千葉市長
	船橋市長
	柏市長
	千葉県市長会長
	千葉県町村会長

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 席次
令和4年1月19日

保健医療担当部長
(WEB参加)

オブザーバー
(WEB参加)

千葉市
船橋市
柏市
市長会
町村会



新型コロナウイルス感染症の 発生状況等について

令和4年1月19日(水)

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

千葉県感染症状況等の推移① [1月18日時点]

項目	12/2	12/7	12/14	12/21	12/28	1/4	1/11	1/18
新規感染者数	10	6	11	4	5	34	252	1478
新規感染者数（直近7日間平均）	4.1	6.0	6.7	6.7	6.1	18.9	192.9	940.6
（直近7日間合計）	29	42	47	47	43	132	1350	6584
直近1週間と先週1週間の比較	1.32	1.91	1.15	1.00	0.91	3.07	10.31	4.88
新規感染者数 （直近7日間合計 10万人当たり）	0.46	0.67	0.75	0.75	0.68	2.10	21.50	104.87
確保病床使用率	0.6%	0.6%	1.2%	1.6%	1.4%	2.8%	8.2%	14.0%
（使用している病床数）	11	10	21	28	24	50	144	245
（フェーズ3の確保病床数）	1736	1736	1736	1736	1736	1756	1751	1751
即応病床使用率	1.2%	1.1%	2.3%	3.0%	2.6%	5.2%	13.5%	19.9%
（使用している病床数）	11	10	21	28	24	50	144	245
（即応病床数）	945	924	924	939	939	966	1063	1229
入院率	35.5%	22.7%	41.2%	49.1%	58.5%	34.5%	10.5%	3.7%
入院者数	11	10	21	28	24	50	144	245
療養者数	31	44	51	57	41	145	1372	6664
重症者用確保病床使用率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%	1.2%	0.0%	0.0%
（重症者数）	0	0	0	0	1	1	0	0
（重症者用即応病床数）	77	78	78	78	78	81	95	119

千葉県感染症状況等の推移② [1月18日時点]

項目	12/2	12/7	12/14	12/21	12/28	1/4	1/11	1/18
全療養者数	31	44	51	57	41	145	1372	6664
酸素投与を要する人の数（重症者含む） ※病院からの報告ベース	4	1	1	9	2	3	10	28
自宅療養者数及び療養等調整中の合計値 （人口10万人当たり）	0.2	0.2	0.3	0.3	0.2	1.2	16.4	93.1
ホテル稼働率 現時点の確保部屋数の占有率	0.4%	1.1%	0.3%	0.4%	0.2%	0.7%	8.7%	23.2%
（使用している部屋数）	8	19	6	8	3	15	175	466
（確保部屋数）	1805	1805	1805	1843	1843	2011	2011	2011
ワクチン接種率（2回目）	73.48%	73.80%	74.24%	74.27%	75.02% (12/29)	75.04%	75.14%	出典データ 更新待ち

レベル移行指標の推移① [1月18日時点]

項目	1/1	1/4	1/7	1/10	1/13	1/16	1/17	1/18	レベル2から3への移行の値
3週間後に必要とされる病床数（※1）の フェーズ2の即応病床使用率	4.2%	26.3%	108.8%	635.5%	600.6%	510.2%	477.6%	626.2%	60%超
（3週間後に必要とされる病床数 ・予測ツールによる算定）	61	385	1590	9291	8781	7459	6983	9155	
（フェーズ2の即応病床数）	1464	1464	1462	1462	1462	1462	1462	1462	

（参考）レベル1から2への移行指標の推移

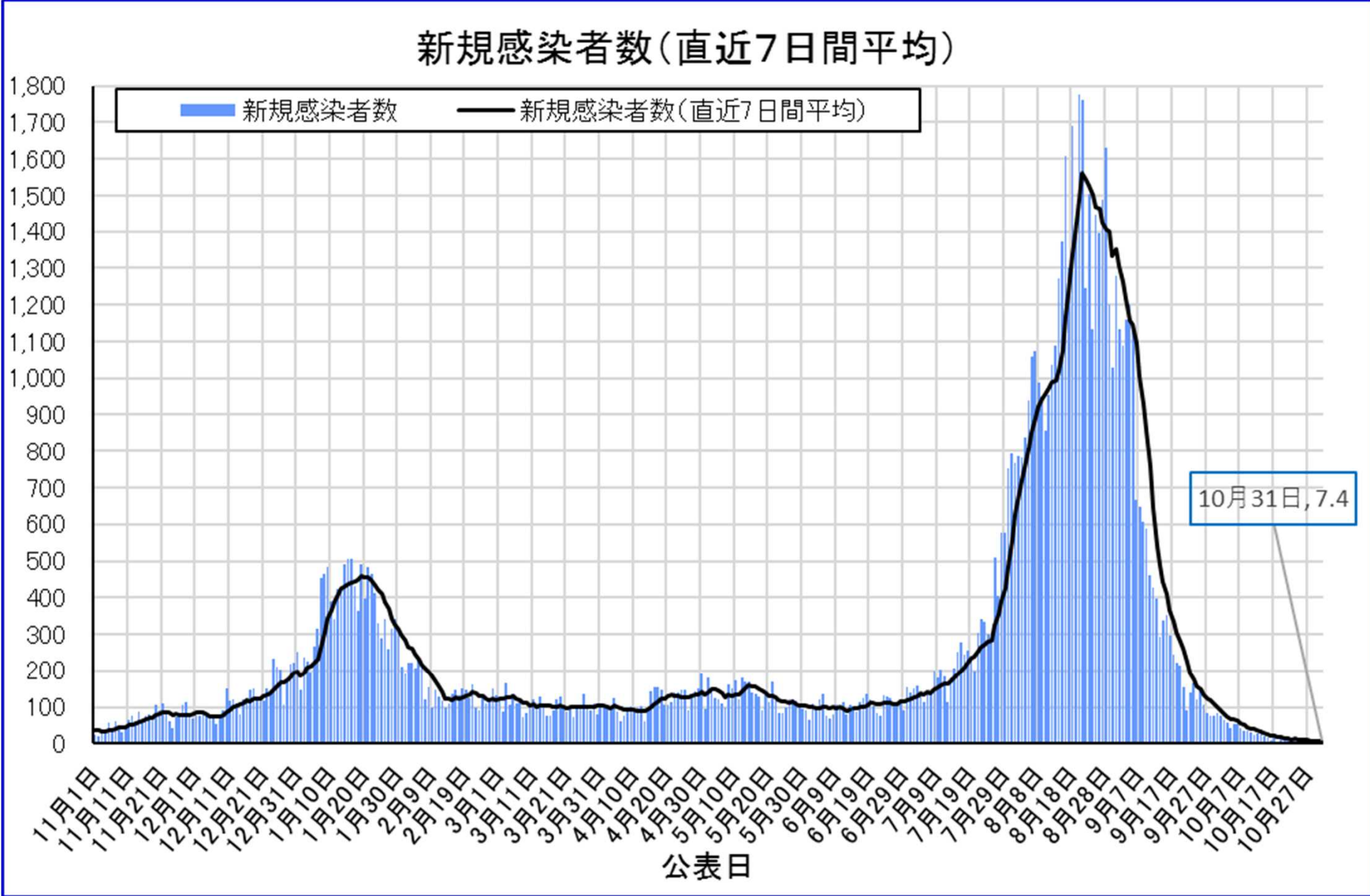
項目	1/1	1/4	1/7	1/10	1/13	1/16	1/17	1/18	レベル1から2への移行の値	
ア 各保健所管内の 新規感染者数（人） （直近7日間合計 10万人当たり）	千葉	1.53	1.53	2.76	13.91	29.86	72.30	91.32	110.04	15人以上
	習志野	0.41	2.05	9.43	19.89	31.57	65.40	82.83	90.62	
	船橋	0.47	2.17	8.69	18.62	34.75	68.41	80.51	101.77	
	市川	1.05	1.35	8.11	21.33	40.40	94.77	103.94	133.97	
	松戸	0.48	0.96	3.61	12.99	29.34	54.96	65.30	71.79	
	柏	0.93	1.16	6.51	14.88	37.44	85.58	94.42	118.84	
	野田	0.00	0.00	3.28	15.76	27.58	44.66	51.88	47.94	
	印旛	0.56	1.54	2.65	12.70	34.62	68.97	74.41	103.87	
	香取	0.00	0.00	4.84	12.59	25.17	33.88	36.79	44.53	
	海匝	0.00	0.65	9.06	17.48	25.25	34.31	38.19	45.96	
	山武	0.00	0.00	0.51	8.67	42.31	80.54	107.05	112.14	
	長生	0.00	0.70	2.11	15.45	40.04	84.30	80.79	102.56	
	夷隅	0.00	0.00	2.99	4.48	32.87	46.31	70.22	110.55	
	安房	5.08	5.08	5.92	6.77	21.16	77.02	79.56	98.18	
	君津	3.09	9.58	30.28	47.27	67.66	105.04	106.89	133.77	
市原	0.00	0.00	7.47	21.66	37.71	96.71	104.55	135.17		

レベル移行指標の推移② [1月18日時点]

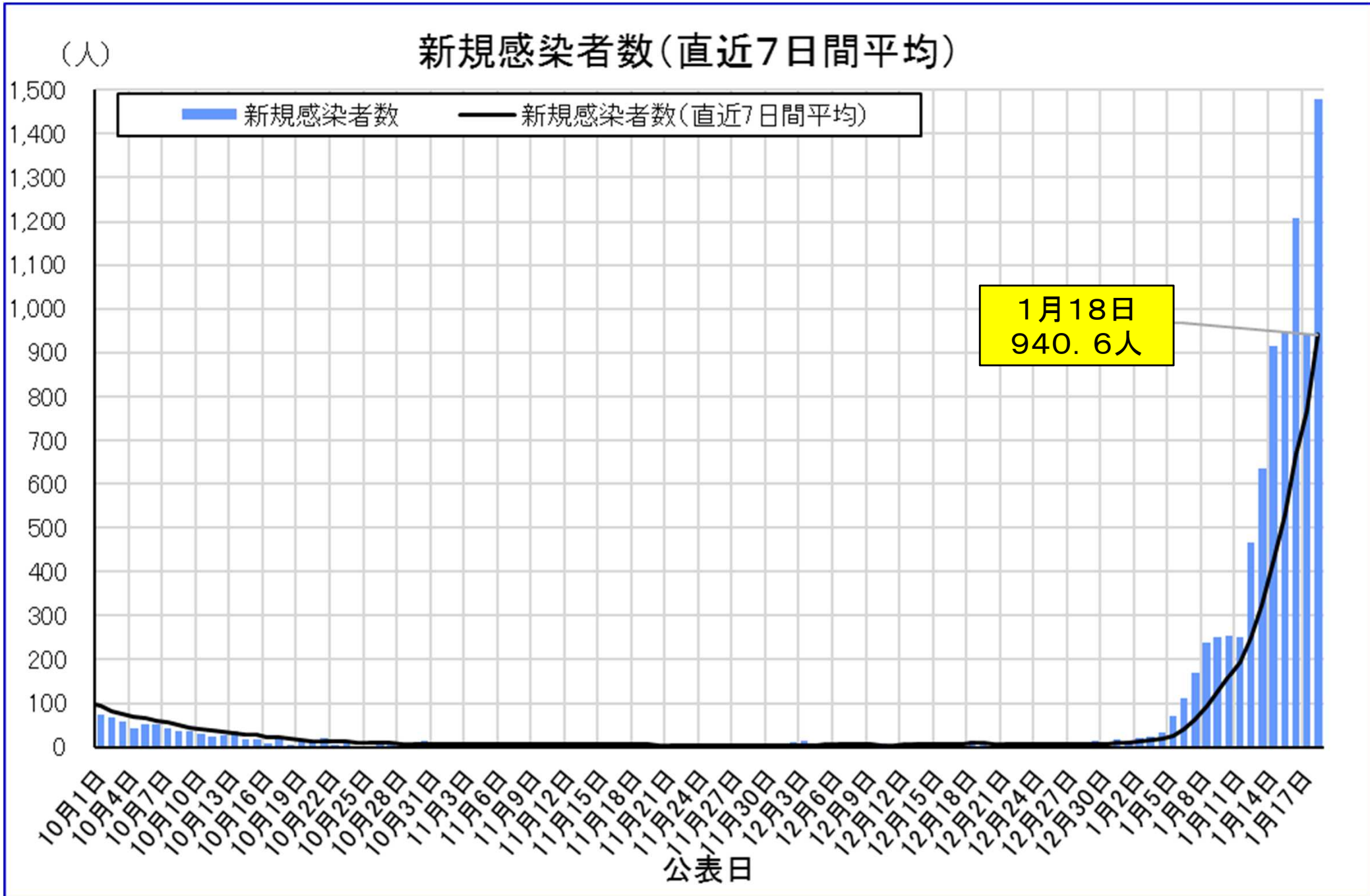
項目		1/1	1/4	1/7	1/10	1/13	1/16	1/17	1/18	レベル1から2への移行の値
イ 各保健所管内の 新規感染者数（人） （直近7日間合計） ※色付きは前日から増加した日	千葉	15	15	27	136	292	707	893	1,076	7日連続で増加
	習志野	2	10	46	97	154	319	404	442	
	船橋	3	14	56	120	224	441	519	656	
	市川	7	9	54	142	269	631	692	892	
	松戸	4	8	30	108	244	457	543	597	
	柏	4	5	28	64	161	368	406	511	
	野田	0	0	5	24	42	68	79	73	
	印旛	4	11	19	91	248	494	533	744	
	香取	0	0	5	13	26	35	38	46	
	海匝	0	1	14	27	39	53	59	71	
	山武	0	0	1	17	83	158	210	220	
	長生	0	1	3	22	57	120	115	146	
	夷隅	0	0	2	3	22	31	47	74	
	安房	6	6	7	8	25	91	94	116	
君津	10	31	98	153	219	340	346	433		
市原	0	0	20	58	101	259	280	362		
ウ 3週間後に必要とされる病床数（※2）の フェーズ1の即応病床利用率		10.4%	65.2%	268.9%	1571.5%	1485.2%	1261.5%	1181.1%	1548.4%	60%超
（3週間後に必要とされる病床数 ・予測ツールによる算定）		98	617	2544	14866	14050	11934	11173	14648	
（フェーズ1の即応病床数）		946	946	946	946	946	946	946	946	
エ PCR陽性率 （7日間移動平均、行政検査のみ）		0.38% (12/27時点)	0.66% (1/1時点)	1.14% (1/4時点)	1.97% (1/6時点)	5.79% (1/10時点)	9.19% (1/13時点)	9.91% (1/14時点)	11.30% (1/15時点)	5%超
オ 東京都のレベル		1	1	1	1	1	1	1	2	レベル2
カ 知事が定める変異株（オミクロン株）による感 染経路不明の感染者が発生した保健所数		2	2	6	6	10	10	10	10	2以上

新規感染者数（直近7日間平均）①

○ 新規感染者数(直近7日間平均)は、令和4年1月上旬から増加傾向となり、1月18日時点では940.6人となっている。



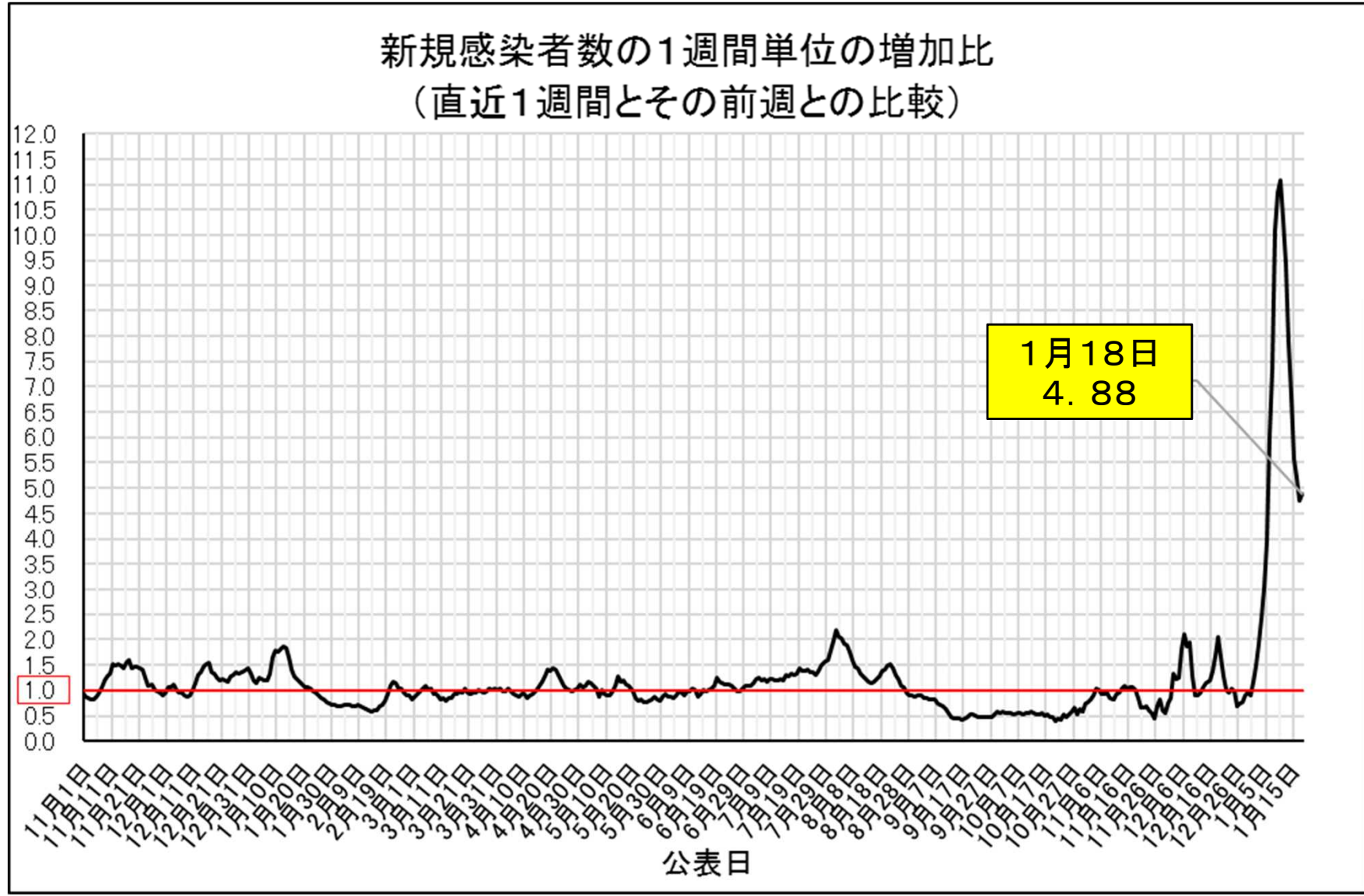
新規感染者数（直近7日間平均）②



新規感染者数の1週間単位の増加比 (直近1週間とその前週との比較)

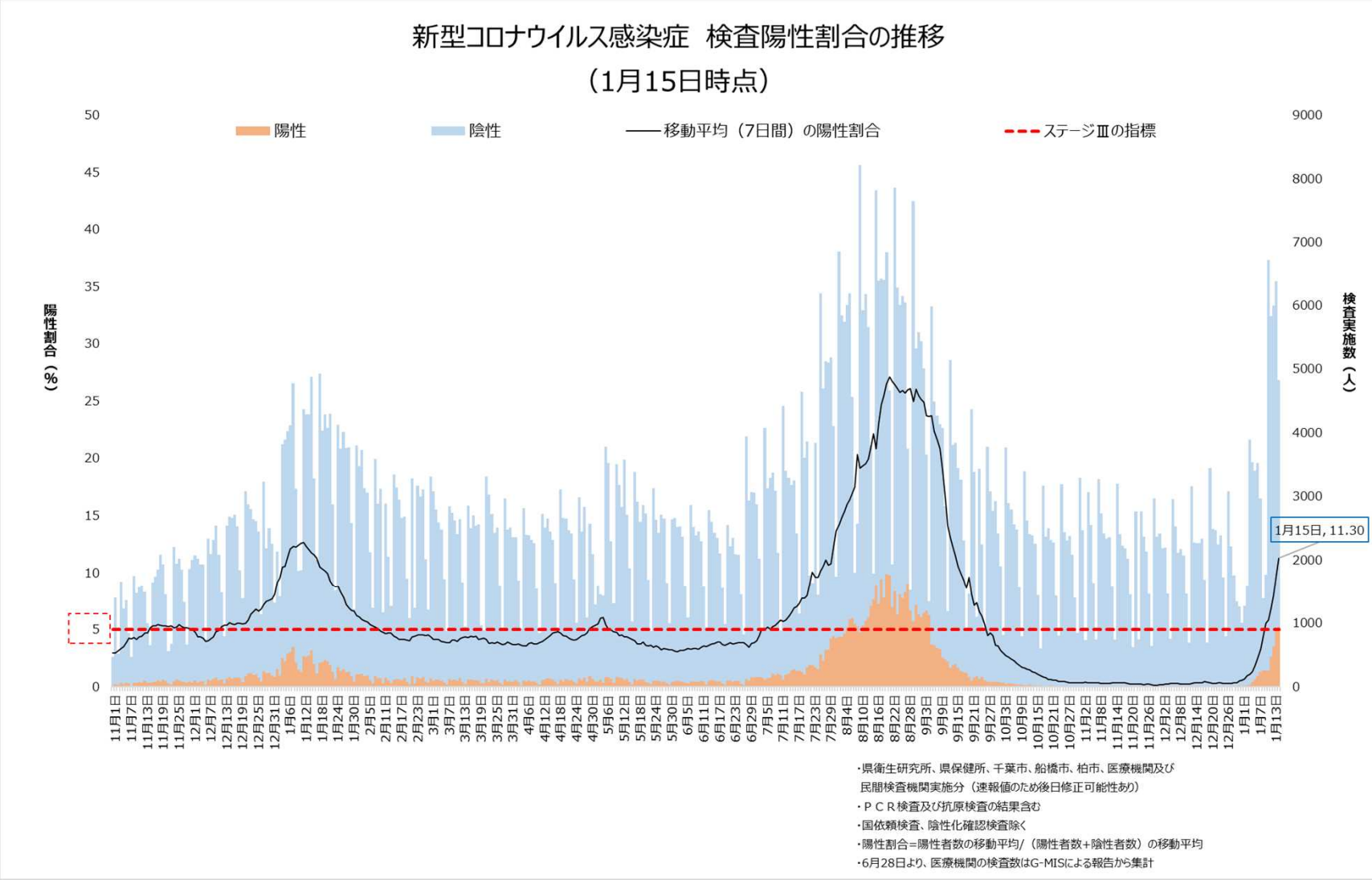
○ 新規感染者数の1週間単位の増加比は、令和4年1月上旬から増加傾向となり、1月18日時点では4.88となっている。

(※1未満の場合は前週よりも減少、2の場合は前週より倍増)



PCR検査の陽性割合（直近1週間平均・陰性化確認検査を除く）

○ PCR検査の陽性割合（直近1週間平均・陰性化確認検査を除く）は、令和4年1月上旬から増加傾向となり、直近1週間の平均は11.30%となっている。

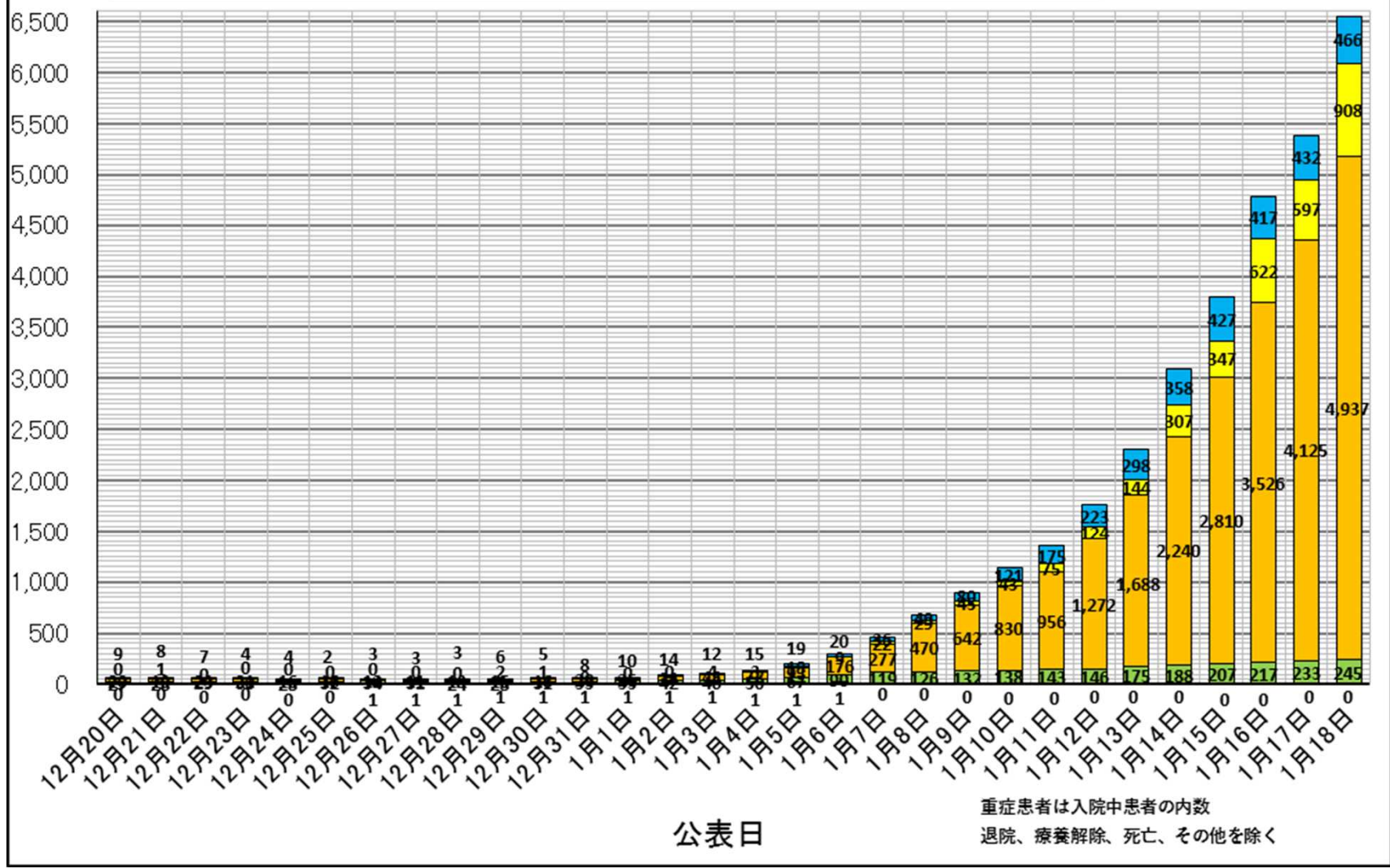


期間	陽性割合
11/21 ～11/27	0.21%
11/28 ～12/4	0.24%
12/5 ～12/11	0.22%
12/12 ～12/18	0.44%
12/19 ～12/25	0.29%
12/26 ～1/1	0.58%
1/2 ～1/8	3.31%
1/9 ～1/15	11.30%

感染者の状況別内訳

新型コロナウイルス感染者数の推移(公表日別)

■ 入院中
 ■ 自宅療養
 ■ 入院・ホテル療養等調整中
 ■ ホテル療養
 ■ 重症



療養が必要な方: 6,556名

ホテル療養	466名
入院・ホテル療養調整中	908名
自宅療養	4,937名
入院中 (うち重症)	245名 (0名)

重症患者は入院中患者の内数
退院、療養解除、死亡、その他を除く

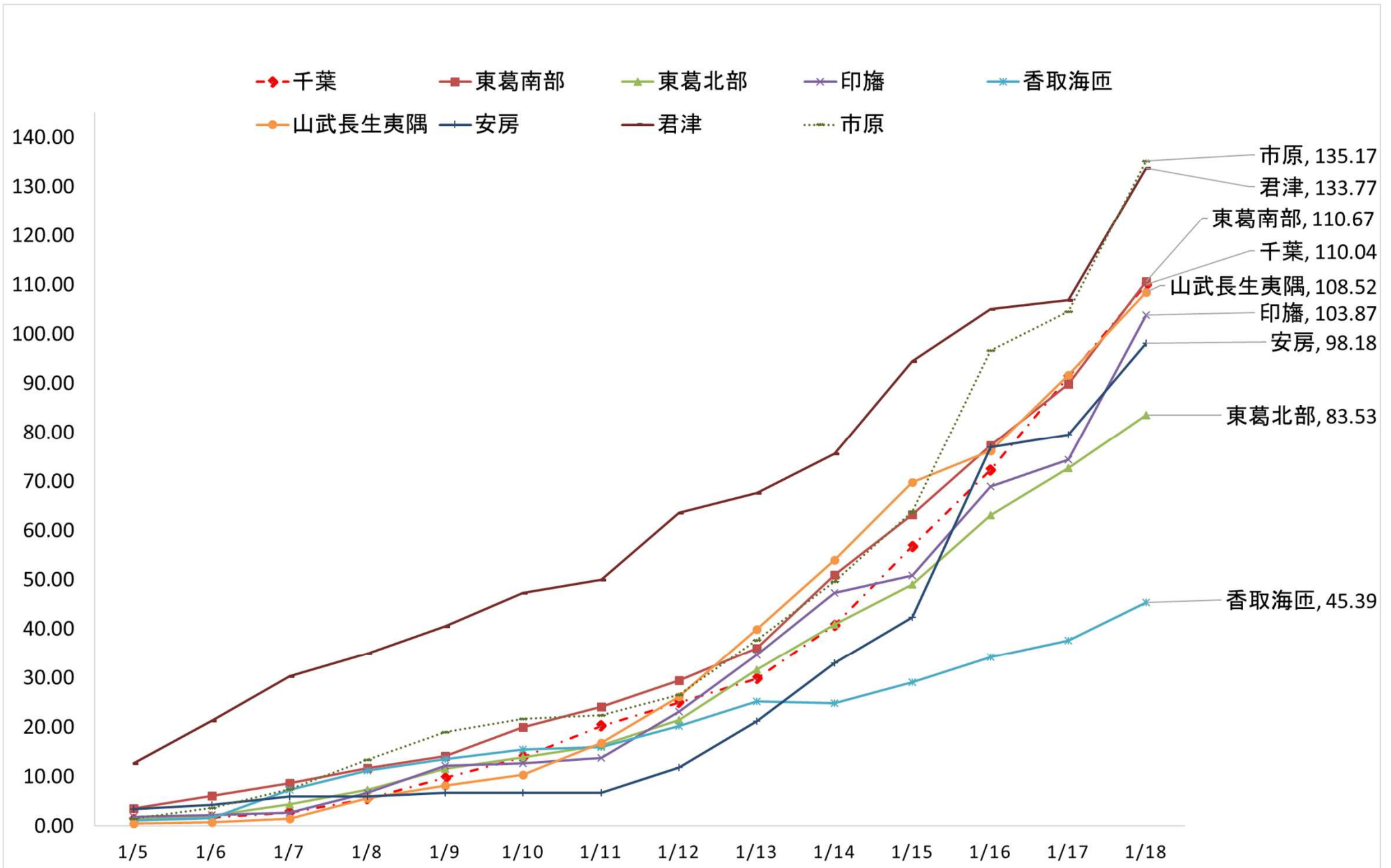
新規感染者の公表数（令和3年12月20日～）

()内は直近7日間の合計
 []内は直近1週間とその前週との比較

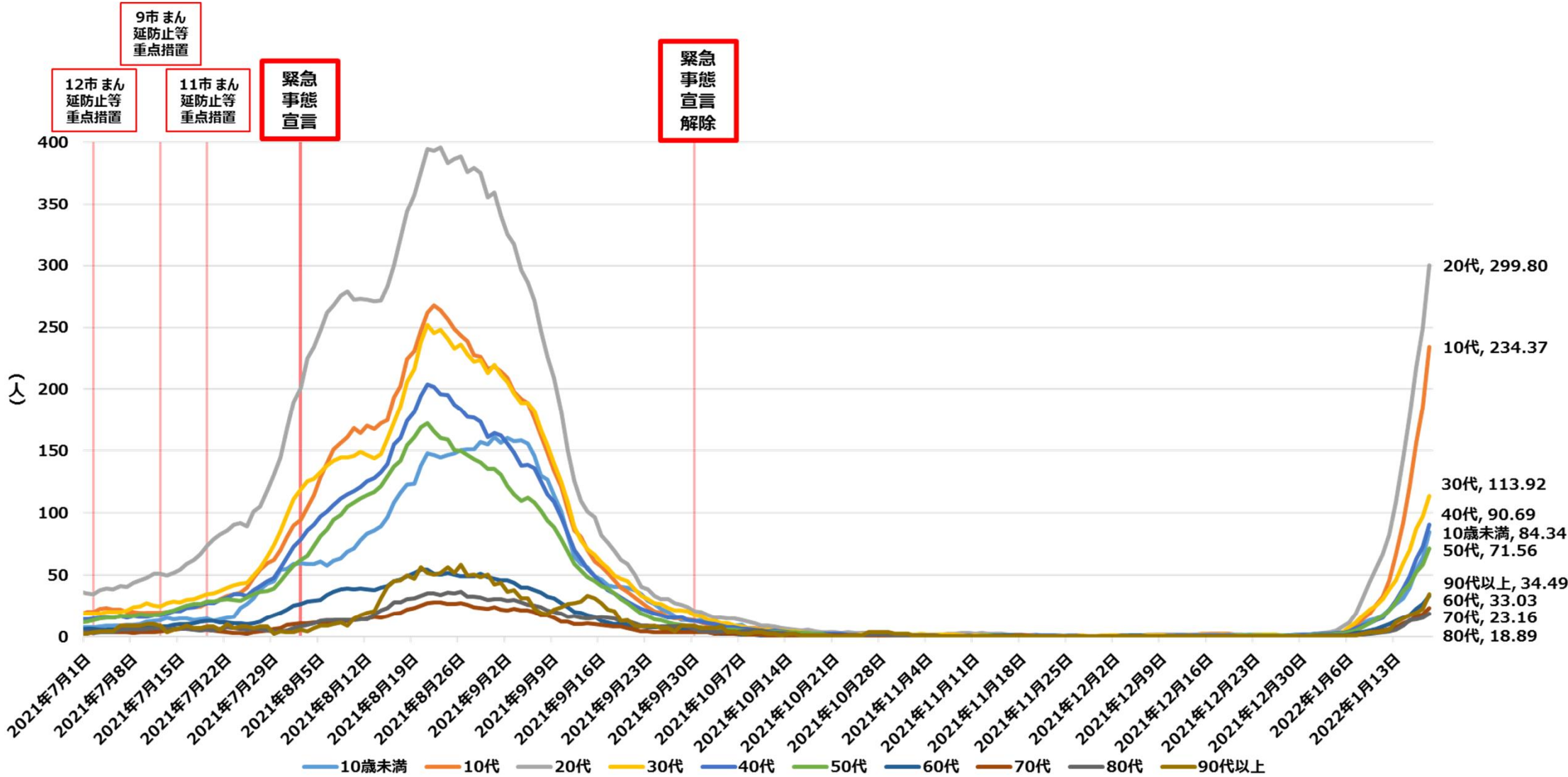
	月	火	水	木	金	土	日
12月	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日
	5名 (54名)	4名 (47名)	11名 (49名)	7名 (53名)	6名 (51名)	7名 (44名)	3名 (43名)
	[1.29]	[1.00]	[0.94]	[1.04]	[0.98]	[0.69]	[0.73]
1月	27日	28日	29日	30日	31日	1日	2日
	4名 (42名)	5名 (43名)	15名 (47名)	8名 (48名)	18名 (60名)	13名 (66名)	20名 (83名)
	[0.78]	[0.91]	[0.96]	[0.91]	[1.18]	[1.50]	[1.93]
	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日
	23名 (102名)	34名 (131名)	69名 (185名)	111名 (288名)	171名 (441名)	239名 (667名)	252名 (899名)
	[2.43]	[3.05]	[3.94]	[6.00]	[7.35]	[10.11]	[10.83]
	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日
	255名 (1131名)	252名 (1349名)	465名 (1745名)	633名 (2267名)	916名 (3012名)	945名 (3718名)	1207名 (4673名)
	[11.09]	[10.30]	[9.43]	[7.87]	[6.83]	[5.57]	[5.20]
	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日
	940名 (5358名)	1478名 (6584名)					
	[4.74]	[4.88]					

赤色は前週と比較して増加
 青色は前週と比較して減少

2次医療圏別 1週間当たり人口10万人当たり新規感染者数



人口10万人当たり 年代別 新規感染者数推移



〈公表日ベース 7日間合計値 人口は令和2年4月1日（千葉県年齢別・町丁字別人口） 1月18日発表分まで〉

まん延防止等重点措置の主な取組み

令和4年1月19日

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

対策の期間	令和4年1月21日（金）から2月13日（日）まで	
区域	千葉県全域	
県民の皆様へ	外出について	<ul style="list-style-type: none"> ● 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛
	飲食について	<ul style="list-style-type: none"> ● 認証店・確認店の利用を ● 21時以降は、飲食店に出入りしない ● 飲食店を利用する際は、同一グループ・同一テーブル4人以内で <ul style="list-style-type: none"> ※ 結婚披露宴は参加者全員の陰性証明により5人以上でも可 ● 会話をする際は、必ずマスク着用 ● 箸やコップは使いまわさない、手指消毒を徹底 ● 自宅等で同居家族以外の方が集まって飲酒をするいわゆる「宅飲み」や飲酒を伴わないホームパーティ等においても、飲食時の注意を守る
	検査について	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染不安を抱える無症状の方を対象とした無料検査事業については、当面の間、実施
飲食店	<ul style="list-style-type: none"> ● 同一グループ・同一テーブル4人以内で <ul style="list-style-type: none"> ※ 結婚披露宴は参加者全員の陰性証明により5人以上でも可 ● 営業時間は、認証店・確認店は21時まで、それ以外は20時まで ● 認証店・確認店以外は、酒類提供を停止 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 業種別ガイドラインを遵守 ● 在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減の取組を推進 ● 大規模な集客施設は、イベントと同様の人数制限を要請 ● 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者における業務の継続 ● 業務継続計画の策定や点検、見直し 	
イベント主催者等	<ol style="list-style-type: none"> ① 感染防止安全計画を策定し、県による確認を受けた場合 人数上限：2万人まで ② ①以外の場合 収容率：100%（大声なし）又は50%（大声あり） かつ 人数上限：5,000人 <p>※ ワクチン・検査パッケージ制度、対象者全員検査での制限緩和は行わない</p>	

本資料の内容については、本日中に示される予定の国の基本的対処方針及び事務連絡の内容を踏まえ修正することがあります。

案

令和4年1月19日
千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請等について

令和4年1月19日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部長は、1月21日から2月13日までの間、まん延防止等重点措置を実施すべき区域（重点措置区域）として、千葉県を公示するとともに、基本的対処方針を示しました。

これを踏まえ、県における対策の内容を、以下のとおりとします。

なお、内容については、今後も、国の動向、県内及び近隣都県の感染状況等を踏まえ、随時見直しを行ってまいります。

1 基本的対処方針の概要

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備え、医療提供体制の強化、ワクチン接種の促進、治療薬の確保等の取組を進める。こうした取組により、重症化する患者数が抑制され、病床ひっ迫がこれまでより生じにくくなり、感染拡大が生じても、国民の命と健康を損なう事態を回避することが可能となる。今後は、こうした状況の変化を踏まえ、感染リスクを引き下げながら経済社会活動の継続を可能とする新たな日常の実現を図る。
- (2) その上で、医療がひっ迫するような感染拡大が生じた場合には、強い行動制限を機動的に国民に求めるとともに、政府の責任において、新型コロナウイルス感染症以外の通常医療の制限の下、緊急的病床等を確保するための具体的措置を講じる。

2 県における基本的な考え方

- (1) 国の基本的対処方針に沿った措置等を行う。
- (2) 感染リスクを引き下げながら経済社会活動の継続を可能とする新たな日常の実現を目指す。
- (3) 感染の拡大が認められる場合に、速やかに効果的な感染対策等を講じるとともに、医療がひっ迫するような感染拡大が生じた場合には、強い行動制限を機動的に県民・事業者に求める。まん延防止等重点措置の実施に当たっては、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底する。
- (4) 地域は千葉県全域、期間は国の方針を踏まえ1月21日から2月13日までとする。

3 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請について

(1) 県民の皆様へ

○ 感染リスクが高い場所への外出等の自粛【第24条第9項】

- ・ 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を自粛してください。
- ・ 不要不急の都道府県間の移動^{*}、特に、緊急事態措置区域との往来は、極力控えてください。
- ・ 感染対策が徹底されていない飲食店等（認証店・確認店以外の飲食店等）の利用を自粛してください。

^{*} 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては、移動の自粛要請の対象外とします。

○ 飲食時の注意【第24条第9項】

- ・ 飲食店を利用する際は、同一グループ・同一テーブル4人以内（乳幼児、介助者等やむを得ない場合を除く。）としてください。
なお、結婚披露宴を行う場合において、参加者全員がPCR等検査を受け、陰性のとき^{*}は、同一テーブル5人以上でも可とします。
^{*} 3日以内のPCR検査等（LAMP法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む。）又は1日以内の抗原定性検査の結果が陰性の場合。なお、未就学児（概ね6歳未満）については、同居する親等の監護者が同伴する場合には検査を不要とします。
- ・ 会話をする際は、必ずマスクを着用するようにお願いします。
- ・ 飲食店を利用する際は、お店から求められる感染防止策に協力してください。
- ・ 換気が良く、座席間の距離が確保されている又は適切な大きさの亚克力板等が設置されている店を選んでください。
- ・ 食事は短時間で、深酒をせず、大声を出さないでください。
- ・ 箸やコップは使いまわさないでください。
- ・ 手指消毒を徹底してください。
- ・ 飲食店を利用する際は、感染防止対策について県が認証・確認している「千葉県飲食店感染防止対策認証事業認証店」、「千葉県飲食店感染防止基本対策確認店」を利用してください。
* お店のリストは千葉県ホームページに掲載しています。
- ・ 自宅等で同居家族以外の方が集まって飲酒をするいわゆる「宅飲み」や飲酒を伴わないホームパーティ等においても、飲食時の注意を守ってください。

○ 21時以降、飲食店の利用自粛【第31条の6第2項】

- ・ 認証店及び確認店の営業時間を21時まで短縮するよう要請しますので、21時以降は飲食店を利用しないでください。

○ 基本的な感染対策を徹底【第 24 条第 9 項】

- ・ 「3つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いやアルコール消毒などの手指衛生」、「換気」をはじめとした基本的な感染対策を徹底してください。
- ・ 「10のポイント」「新しい生活様式の実践例」「感染リスクが高まる「5つの場面」」等の回避を参考にしてください。
 - ※ 上記の資料については、千葉県ホームページに掲載しています。
 - 「10のポイント」
URL:https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/01_10points.pdf
 - 「新しい生活様式の実践例」
URL:https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/02_new_life_style.pdf
 - 「感染リスクが高まる「5つの場面」」
URL:https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/03_5scenes.pdf
- ・ 業種別ガイドライン等を遵守している施設等を利用してください。
- ・ 風邪症状等、体調不良が見られる場合は、受診以外は、出勤、登校を含め、外出を控えましょう。なお、特に発熱等の症状があるときは、感染リスクを下げるため、あらかじめ医療機関に連絡してください。

○ 検査について

- ・ 感染リスク等が高い環境にある等の理由により感染している可能性に不安を抱える方、又は、あらかじめ感染不安を解消しておきたい事情がある方が、希望する場合、検査を無料で受けることができます。
- ・ この検査を希望される場合、ワクチン接種の有無に関わらず、県に登録した薬局、検査機関等において検査が受けられます。なお、これは新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づく、知事の要請として扱われます。
- ・ 検査実施拠点一覧は、千葉県ホームページに掲載しています。
「千葉県新型コロナウイルス感染症に係る PCR 等検査無料化事業」
URL:<https://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/kansenshou/pcrmuryouka.html>
- ・ 区域は県内全域、期間は令和 4 年 1 月 31 日までとじていましたが、当面の間、延長します。ただし、感染拡大に伴い、医療機関などで行う症状のある方の検査を優先すべき状況になったとき等は、変更または中止することがあります。
- ・ 本事業の対象は、無症状の方です。軽度の発熱、倦怠感など、少しでも体調が悪い方は、医療機関の受診をお願いします。
- ・ 本事業の検査結果は、新型コロナの患者であるかどうかの確定診断を示すものではありません。また、検査で陰性となった場合も、感染している可能性が否定されたわけではありません。引き続き、基本的な感染予防策の徹底をお願いします。
- ・ 検査で陽性となった場合は、必ず速やかに医療機関を受診してください。検査

拠点から保健所や医療機関に検査結果を連絡をすることはなく、医療機関を受診しない限り、治療が開始されません。

- ・ 検査の際は、今後の対策の参考とするため、**アンケートに御協力をお願いします。**

(2) イベント主催者及び開催する施設の管理者の皆様へ【第24条第9項】

【開催制限の収容率・人数上限の目安等】

- ① 感染防止安全計画^{*1}を策定し、県による確認を受けた場合

人数上限：2万人まで

* ワクチン・検査パッケージ制度及び入場に当たってのPCR等検査の陰性証明の提示による人数制限の緩和は実施しません。

* 既に感染防止安全計画を策定し県による確認を受けている場合は、令和4年1月22日までに販売された入場券等に限り、本目安は適用せず、販売した入場券等はキャンセル不要と扱います。

- ② ①以外の場合

収容率：100%（大声^{*2}なし）又は50%（大声あり）

かつ

人数上限：5,000人

※1 感染防止安全計画は、参加人数が5,000人超のイベントを対象に、イベント開催時に必要な感染防止策を着実に実施するために策定して提出していただくものです。また、感染防止安全計画が策定されているイベントは、「大声なし」の担保が前提です。

なお、従前の「大規模なイベントの開催に関する事前相談」を行い、既に、県から確認済みの連絡を受けているイベントについては、①の人数上限を適用しない場合は、感染防止安全計画の策定は不要です。

また、既に「感染防止策チェックリスト」を公表している場合で、まん延防止等重点措置の適用により新たに感染防止安全計画の策定対象となった場合（5,000人を超えるイベントなど）は、原則2週間前までに計画を県に提出し、県の確認を受けてください。

※2 「大声」とは「観客等が、（ア）通常よりも大きな声量で、（イ）反復・継続的に声を発すること」をいい、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントが「大声あり」に該当します。

【留意事項】

- 催物開催に当たっては、その規模にかかわらず、業種別ガイドラインの徹底や、「3つの密」が発生しない席の配置、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、催物の開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る主催者による行動管理等、基本的な感染防止策を講じてください。
- 参加者名簿を作成し連絡先等を把握するとともに、接触確認アプリ（COCO A）の利用を推奨してください。

- 感染防止安全計画の提出は、イベント開催の 2 週間前までに行うように努めてください。また、感染防止安全計画を提出した場合は、イベント終了後、1 か月以内を目途に、結果報告書を県に提出してください。
- 県による感染防止安全計画の確認を受けていないイベントについては、「感染防止策チェックリスト」をホームページや SNS 等で公表し、イベント終了日から 1 年間保管してください。（従前の「大規模なイベントの開催に関する事前相談」を行い、既に、県から確認済みの連絡を受けているイベントを除きます。）
- 感染防止策の不徹底など問題が発生した場合は、感染防止安全計画の策定の有無にかかわらず、直ちに、県及び関係府省庁に結果報告書を提出してください。

※ 開催制限の目安、感染防止安全計画の提出方法等の詳細については、千葉県ホームページに掲載している「イベントの開催制限等について」を十分に御確認ください。

URL:<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/event-limitation0915.html>

※ 上記の条件のほかは、令和 4 年 1 月 19 日付け内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」及び「イベント開催等における感染防止安全計画等について」のとおりとします。

※ 提出いただいた結果報告書は、他の都道府県や関係府省庁へ情報提供する場合があります。

(3) 事業者の皆様へ

① 全ての事業者等の皆様へ

【第 24 条第 9 項】

- 業種別ガイドラインを遵守してください。

【お願い】

- 人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減の取組を推進するとともに、接触機会の低減に向け、職場に出勤する場合でも時差出勤、自転車通勤等を強力に推進してください。
- 職場においては、感染防止のための取組（マスクの着用、手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、ドアノブ・スイッチ等の複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状がみられる従業員の出勤自粛、軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議等の活用、昼休みの時差取得、社員寮等の集団生活の場での対策等）や、「3 つの密」及び「感染リスクが高まる「5 つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう促してください。特に、職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、化粧室、更衣室、喫煙室等）に注意するよう、周知してください。

- 職場や店舗等において、「感染拡大防止対策チェックリスト」により、感染拡大防止のための取組を適切に行うとともに、業種別の感染拡大予防ガイドライン*が策定されている場合には、それを確実に実践し、感染拡大防止対策を徹底してください。また、業種別の感染拡大予防ガイドラインが策定されていない場合は、類似する業種のガイドラインを参考に対策を徹底してください。
- 取り組んでいる感染拡大防止対策について、店舗等への掲示やホームページへの掲載により、県民にわかりやすく公表してください。

※ 職場における感染防止対策の徹底に関するその他の要請については、千葉県ホームページの「職場における感染防止対策の徹底に関するその他の要請」を御確認ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/20210929workplace.pdf>

※ 業種別のガイドライン

(内閣官房ホームページ)

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

※ 「チーバくん」がデザインされた「感染拡大防止対策チェックリスト」

(千葉県ホームページ)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/ncovchecklist.html>

※ 「新型コロナウイルス感染症防止対策宣言～取組の5つのポイント～

(千葉県ホームページ)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/torikumi5point.pdf>

- 徹底した換気を行ってください。例えば、二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準(1,000ppm)を超えないように換気や収容人数を調整してください。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もあります。

《二酸化炭素濃度測定器を使用する際の留意事項》

(千葉県ホームページ)

https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/co2_ryuuiten.pdf

- 機械換気設備がある場合は適切に稼働させ、ない場合は、30分に1回以上、数分程度、二方向の窓を全開するなどにより換気量を確保してください。窓が一つしかない場合は、ドア等を開けてください。
- 高齢者や基礎疾患を有する者など重症化リスクのある労働者及び妊娠している労働者や同居家族にそうした者がいる労働者については、本人の申出等を踏まえ、テレワークや時差出勤等の感染予防のための就業上の配慮を行ってください。
- 別表1に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「3つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じつつ、感染者や濃厚接触者が発生し、欠勤者が多く発生する場合においても、事業の特性を踏まえ、業務を継続してください。
- 職場において従業員が、感染者や濃厚接触者となった場合に備えて、社会経

済活動の維持と感染防止対策の両立のため、業務継続計画の策定や点検、見直しなどをご検討ください。

② 「飲食店*1」・「施設（飲食店を除く）*2」の皆様へ

別表2に記載した要請の内容に従って御協力をお願いします。

※1 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食させる営業が行われる施設を指します。食品衛生法の飲食店営業許可や、喫茶店営業許可を受けている店舗等が該当しますが、宅配、テイクアウトサービス、自動販売機等は除きます。なお、遊興施設のうち、飲食業の許可を受けている飲食店及び飲食を主として業としていない店舗（カラオケ店等）、飲食業の許可を受けている結婚式場等（披露宴等をホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）で行う場合も含む）を含みます。

※2 ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮要請の対象から除きます。

また、以下の施設が該当します。

- ・ 劇場、観覧場、演芸場、映画館、集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）
- ・ 運動施設又は遊技場の一部（体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ヨガスタジオなど）、博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園など（図書館を除く）
- ・ 物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、その他生活に欠くことができない物品の売り場を除く）、運動施設又は遊技場の一部（マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなど）、遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗を除く）、サービス業を営む店舗（生活必需サービスを除く）

県の営業時間の短縮要請等に応じていただいた飲食店等には協力金を支給します。

※ 原則として、認証店又は確認店の方には、全期間御協力いただいた場合、協力金を支給します。（1月21日から御協力いただけなかった場合においても、1月26日までに御協力いただいた場合は、協力を開始した日から2月13日までの日数分を支給します。）

※ 申請方法、必要書類については、別途、発表します。協力金の申請時に、チェックリストや休業又は営業時間の短縮を行ったことなどを確認できる書類等を提出していただきますので、書類等の作成・保管をお願いします。

※ ワクチン接種済証等やPCR等検査の陰性証明の提示による人数制限の緩和は実施しません。

※ 飲食店の感染防止対策を徹底するため、見回りを行います。

4 その他の事項

(1) Go to イート事業について

・ Go to イート 食事券の新規発行の一時停止【継続：令和4年1月15日から停止済み】（当面の間）

・ Go to イート 食事券・ポイントの利用は令和4年1月25日から当面の間、控えるようお願いします。【新規】

※ 店内での飲食を控えていただくもので、テイクアウト、デリバリーでの利用を控えていただく必要はありません。

※ 再開する場合は改めて発表させていただきます。

(2) 「千葉とく旅キャンペーン」及び「ディスカバー千葉」宿泊者優待事業について

①「千葉とく旅キャンペーン」について

- 新規予約受付の一時停止【継続：令和4年1月15日から停止済み】（当面の間）
- 予約済の旅行・宿泊商品の割引の停止【新規】
 - ・ 1月14日（金）までに予約済みの旅行・宿泊商品の割引利用については、1月21日（金）から当面の間、停止します。
 - ・ ただし、経過措置として、1月26日（水）までは、予約済みの旅行・宿泊商品の割引利用が可能です。
 - ・ 1月27日（木）以降は、予約済みの旅行・宿泊商品の割引利用はできません。予約をキャンセルいただくか、割引相当額を自己負担して旅行していただくこととなります。
 - ・ 予約のキャンセルに伴い取消料が発生する場合は、利用者の取消料負担を軽減するため、割引額を上限として、事務局から旅行会社に取消料を補填します。
- ※ 本キャンペーンを再開する場合は改めて発表させていただきます。
- ※ 詳しくは、特設サイトをご覧ください。<https://chibatokutabi-cpn.com>

②「ディスカバー千葉」宿泊者優待事業について

- 優待券の利用の停止【新規】
 - ・ 「千葉とく旅キャンペーン」の利用停止に合わせて、1月21日（金）から優待券の利用を停止します。
 - ・ ただし、経過措置として、1月26日（水）までは優待券の利用が可能です。
 - ・ 1月27日（木）から1月31日（月）までは優待券の利用はできません。予約をキャンセルいただくか、優待券相当額を自己負担して旅行していただくこととなります。
 - ・ 予約のキャンセルに伴い取消料が発生する場合は、利用者の取消料負担を軽減するため、優待額を上限として、取消料を補填します。
- ※ 詳しくは、特設サイトをご覧ください。<https://discoverchiba-cpn.com>

【問合せ先】

下記以外

取材対応： 健康福祉部健康福祉政策課 TEL 043-223-2630

一般問合せ：特措法協力要請電話相談窓口 TEL 043-223-4318

無料検査に関すること

取材対応： 健康福祉部疾病対策課 TEL 043-223-2574

一般問合せ：（専用コールセンター） TEL 050-5050-1478

※ 9時から17時（土日・祝日を除く）（1月20日から受付開始）

飲食店の営業時間短縮に関すること

取材対応： 健康福祉部健康福祉政策課 TEL 043-223-2630

一般問合せ：特措法協力要請電話相談窓口 TEL 043-223-4318

ただし、協力金の申請手続に関すること

取材対応：商工労働部経済政策課 TEL 043-223-2709

一般問合せ（専用コールセンター）（飲食店） 準備中

ただし、認証店に関すること

商工労働部経営支援課 TEL 043-223-3496

ただし、飲食店の見回り又は確認店に関すること

商工労働部企業立地課 TEL 043-223-3866

ただし、「Go To イート」に関すること

取材対応：商工労働部経営支援課 TEL 043-223-2790

一般問合せ（「Go To イート」千葉県事務局） TEL 0570-052-120

ただし、「千葉とく旅キャンペーン」に関すること

取材対応：商工労働部観光誘致促進課 TEL 043-223-2484

一般問合せ（「千葉とくキャンペーン」事務局） TEL 0570-077-782

※土日・祝日を含む 9時から18時

ただし、「ディスカバー千葉」宿泊者優待事業に関すること

取材対応：商工労働部観光誘致促進課 TEL 043-223-2484

一般問合せ（「ディスカバー千葉」一般コールセンター） TEL 0570-054-389

※土日・祝日を含む 8時半から17時半

別表 1

国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業

区分	事業内容	
医療体制の維持	病院、薬局、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売 等	
支援が必要な 方々の保護の継 続	介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係 等	
国民の安定的な 生活の確保	インフラ運営関係	電力、ガス、石油・石油化学・LP ガス、 上下水道、通信・データセンター 等
	飲食料品供給関係	農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製 造・加工・流通・ネット通販 等
	生活必需物資供給 関係	家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネ ット通販 等
	宅配・テイクアウト	—
	生活必需品の小売り 関係	百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグ ストア 等
	家庭用品のメンテナ ンス関係	配管工・電気技師 等
	生活必需サービス	銭湯、理美容、ランドリー、獣医 等
	ごみ処理関係	廃棄物収集、運搬、処分 等
	冠婚葬祭業関係	火葬の実施や遺体の死後処置に係る事 業者 等
	メディア	テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者 等
	個人向けサービス	ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持 に係る設備・サービス、自家用車等の整 備 等
社会の安定的 維持	金融サービス	銀行、信金・信組、証券、保険、クレジ ットカードその他決済サービス 等
	物流・運送サービス	鉄道、バス、タクシー、トラック、郵便 等
	国防に必要な製造 業・サービス業の維 持	航空機、潜水艦 等
	企業活動・治安の維 持に必要なサービス	ビルメンテナンス、セキュリティ関係 等
	安全安心に必要な社 会基盤	河川や道路などの公物管理、公共工事、 廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理 等
	行政サービス等	警察、消防、その他行政サービス
	育児サービス	託児所 等

別表 2

事業者の皆様への要請 (3(3)②関係)

以下のほか、業種別ガイドライン等に基づく感染防止策の徹底等、「3(3)①全ての事業者等の皆様へ」に記載されている事項を徹底してください。

根拠法令 法：新型インフルエンザ等対策特別措置法
 施行令：新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令

施設の種別 (国の通知による区分)	要請内容
<p>「飲食店※¹」・「遊興施設※²のうち、食品衛生法における飲食店営業許可を受けている飲食店及び飲食を主として業としていない店舗(カラオケ店等)、飲食業の許可を受けている結婚式場等(披露宴等をホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)で行う場合も含む)</p>	<p>法 24 条⑨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人数制限(同一グループ・同一テーブル4人以内※³。ただし、乳幼児、介助者等やむを得ない場合を除く。) <ul style="list-style-type: none"> * 店舗入口及び店内に、「同一グループ・同一テーブル4人以内」である旨を掲示してください。 * 結婚披露宴を行う場合において、参加者全員がPCR等検査を受け、陰性のとき※⁴は、同一テーブル5人以上でも可とします。(「千葉県飲食店感染防止対策認証事業認証店」又は「千葉県飲食店感染防止基本対策確認店」に限ります。) <p>なお、この取扱いを希望する場合は、県に申し出てください。</p> <p>法 31 条の 6①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のとおりの営業時間の短縮、酒類提供の制限 <ul style="list-style-type: none"> ① 「千葉県飲食店感染防止対策認証事業認証店」及び「千葉県飲食店感染防止基本対策確認店」 21時から5時は営業しない ② 「千葉県飲食店感染防止対策認証事業認証店」及び「千葉県飲食店感染防止基本対策確認店」以外 20時から5時は営業しない 酒類提供停止 ・ 下表1の感染防止対策の徹底。

※1 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食させる営業が行われる施設を指します。食品衛生法の飲食店営業許可や、喫茶店営業許可を受けている店舗等が該当しますが、宅配、テイクアウトサービス、自動販売機等は除きます。

※2 ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮要請の対象から除きます。

※3 ワクチン検査・パッケージ制度及び対象者全員検査による緩和は、実施しません。

※4 3日以内のPCR検査等(LAMP法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む。)又は1日以内の抗原定性検査の結果が陰性の場合。なお、未就学児(概ね6歳未満)については、同居する親等の監護者が同伴する場合には検査を不要とします。

施設の種別（国の通知による区分）	要請内容
施行令 11 条施設（1,000 m ³ 超え）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 劇場、観覧場、演芸場、映画館 ・ 集会場、公会堂 ・ 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール ・ ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る） ・ 運動施設又は遊技場の一部 <ul style="list-style-type: none"> ・ 体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ヨガスタジオなど ・ 博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園など（図書館を除く） 	<p>法 31 条の 6①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下表 1 の感染防止対策の徹底 ・ 人数管理・人数制限等の入場整理（下表 2 参照） <p>法 24 条⑨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イベントの人数制限と同様の人数制限
<ul style="list-style-type: none"> ・ 運動施設又は遊技場の一部 <ul style="list-style-type: none"> ・ マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなど ・ 遊興施設の一部 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など ・ サービス業を営む店舗（生活必需サービスを除く） ・ 物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、その他生活に欠くことができない物品の売り場を除く） 	<p>法 31 条の 6①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下表 1 の感染防止対策の徹底 ・ 人数管理・人数制限等の入場整理（下表 2 参照）

下表1 感染防止対策について

- 徹底した換気を行ってください。
- ※ 例えば、二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準（1000ppm）を超えないように換気や収容人数を調整してください。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もあります。
- ※ 機械換気設備がある場合は適切に稼働させ、ない場合は、30分に1回以上、数分程度、二方向の窓を全開するなどにより換気量を確保してください。窓が一つしかない場合は、ドア等を空けてください。
- 飲食をする場においては、全ての座席について「同一グループ内の人と人との間隔」及び「他のグループとのテーブル間の距離」を一定以上（目安1～2m）確保してください。なお、距離の確保が困難な場合には、飛沫の飛散防止に有効な遮蔽板（アクリル板等）を設置するなどの工夫をしてください。
- ※ 遮蔽板（アクリル板等）の設置：同一テーブル上の正面及び隣席との間、並びに他のテーブルとの間に設置。遮蔽板（アクリル板等）の高さは、目を覆う程度の高さ以上のものを目安としてください。
- 店舗入口や手洗い場所、席の近く等に、手指消毒用の消毒液を用意してください。また、従業員は来店者の入店時に、消毒液を使用するよう呼びかけをお願いします。
- 店舗入口及び店内に、「食事中以外のマスクの着用をお願いします」旨を掲示又は呼びかけを行ってください。
- マスク着用のお願について、正当な理由がなく応じない方の入場を禁止してください。すでに入場した方には退場を促してください。
- 店舗入口及び店内に、「発熱や咳などの異常が認められる場合は入場をお断りさせていただく」旨を掲示するとともに、正当な理由がなく応じない方の入場を禁止してください。すでに入場した方には退場を促してください。
- 人と人が対面する場において、アクリル板など、会話により飛散する飛沫を遮ることができる板等を設置するか、相互の適切な距離を確保してください。
- 従業員へ、保健所から行政検査を受けるよう指導等があった場合には、受検することを促していただくようお願いします。
- 入場者が密集しないよう、入場者の整理及び誘導をお願いします。
- 事業所の消毒をお願いします。

下表2 人数管理・人数制限等の例示

- 施設全体での措置
 - ・ 出入口にセンサー、サーモカメラ等を設置し、入場者・滞留者を計測し人数管理を行う
 - ・ 出入口の数の制限、入構制限、駐車場の収容上限の一時的削減等により人数制限を行う
- 売場別の措置
 - ・ 入口を限定し係員が入場人数を記録、入場整理券・時間帯別販売整理券の配布、買い物かごの稼働数把握、事前のWeb登録等により人数管理を行う
 - ・ 一定以上の入場ができないよう人数制限を行う
 - ・ アプリで混雑状況を配信できる体制を構築する

医療提供体制の強化等の取組

令和4年1月19日

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

感染急拡大に対応するための本県の取組について、次のとおり取りまとめた。

1 医療提供体制の強化

(1) 病床の確保・臨時の医療施設の整備

ア 病床の確保

現在の即応病床は1,144床（フェーズ2）（1月17日現在）

確保病床数 1,751床（1月17日現在）

昨年夏の夏の感染状況を踏まえ、感染力がより強くなった場合も想定し策定した保健・医療提供体制確保計画に則り、感染状況に応じ病床を確保していく。

イ 入院待機ステーションの設置

千葉市内 10床（9月5日設置）

※ 現在、再稼働に向けて準備中

ウ 夜間外来を伴う医療機関の確保

5医療機関で開始（8月30日から）

※ 現在、再稼働に向けて準備中

エ 発熱外来の確保

802医療機関（1月17日現在）

うち、公表を承諾した538医療機関の情報を県ホームページで公表

オ 臨時の医療施設等の確保

ちばぎん研修センターを活用した臨時の医療施設110床（12月10日設置）。引き続き、新たな臨時の医療施設の開設や宿泊療養施設の積み増しを図っていくとともに、民間施設等の一時借用、可動性の高いコンテナの活用など、様々な角度から対策を講じていく。

※ さらなる感染拡大時の対応

仮に所要の措置を行っても感染が拡大し、医療のひっ迫が見込まれる場合には、県民にさらなる行動制限を求めるとともに、通常医療の制限の拡大の下、緊急的に病床を確保する。また、さらなる医療のひっ迫が見込まれる場合、他の都道府県からの医療人材の派遣等について国へ要請する。

(2) 自宅・宿泊療養者への対応

ア 往診体制の強化等

(7) 医療機関を活用した取組

医療機関等へ往診等について協力を依頼

対応可能医療機関等（1月17日現在）医療機関：583機関

訪問看護事業所：193事業所

(イ) 民間事業者を活用した取組

民間事業者へ委託し、夜間・休日の往診やオンライン診療の実施体制強化

(ウ) 在宅酸素療法への対応

自宅における酸素療法の実施体制の確保

対応可能医療機関等（1月17日現在） 医療機関：173 機関

訪問看護事業所：125 事業所

医療機関が酸素濃縮装置を確保できない際に貸し出しを実施

確保数 200 台（1月17日現在）

(エ) オンライン診療・往診・訪問看護等を行う体制の構築

往診・訪問看護に対する協力金制度の運用やオンライン診療に係る医師向け研修動画の配信等による更なる体制の強化

イ 在宅療養者フォローアップセンターの設置

保健所の実施する健康観察業務や受診調整業務を支援するため設置（9月1日から開設）

従事者数 22 名（1月17日現在）

32 名（1月21日予定）※更なる強化を検討中

ウ 在宅療養者の症状把握のためのパルスオキシメーターの確保

確保数 25,334 台（1月17日現在）

55,334 台（1月下旬予定）※更なる追加を検討中

エ 配食サービスの強化

配送能力 500 件程度／日（1月17日現在）

750 件程度／日（1月24日予定）※更なる強化を検討中

オ 宿泊療養施設等の拡充

確保室数 2,011 室（1月17日現在）

2,267 室（1月26日（見込み））

新たな臨時の医療施設の開設や宿泊療養施設の積み増しを図っていくとともに、民間施設等の一時借用、可動性の高いコンテナの活用など、様々な角度から対策を講じていく。（再掲）

カ 市町村との連携

覚書を締結し、患者情報を共有し、健康観察及び生活支援等を実施。

覚書の締結数 50 市町村（1月17日現在）

(3) 保健所の体制強化

感染拡大時においても、保健所が、適切に把握された陽性者の情報に基づき、まん延防止に係る判断等の業務に集中できるよう、保健所業務の負担軽減・効率化とともに、感染状況に対応した人員体制の確保を図る。

- ・ 1月11日から応援職員を順次派遣（1月17日現在126人）
- ・ 1月11日から本庁での発生届のハーススへの入力を順次開始
- ・ 市町村職員による応援を順次受け入れ
- ・ 患者（疑いを含む。）本人による基本情報の入力システム（イマビス）の活用

(4) 医療人材の確保等

臨時の医療施設等の運営に必要な医療人材の確保に向けて、民間事業者の活用も含めて調整中。

(5) ITを活用した稼働状況の徹底的な「見える化」

国が医療機関別の病床の確保状況・使用率等を毎月2回公表することから、各医療機関に対し、G-MISへの病床の使用状況等の入力を徹底。

2 ワクチン接種の促進

(1) 現在の接種状況(1月17日時点)

- ・ 接種対象人口に対する接種率(医療従事者等を含む)
1回目:88.4% 2回目:87.7% 3回目:1.3%
 - ・ 全人口に対する接種率
1回目:80.2% 2回目:79.6% 3回目:1.2%
- ※詳細は別紙

(2) 1回目、2回目未接種者への接種機会の確保

1・2回目接種も引き続き行う旨を県ホームページで周知するとともに、SNSやラジオCMなどを用いて情報発信していく。

(3) 3回目の接種における市町村支援

12月から開始された3回目の接種の速やかな実施のため、県による集団接種会場の設置について検討を進めている。

その他、3回目の接種が円滑に進むよう、ワクチンの配分調整や進捗管理等を通して、市町村を支援する。

※ 3回目接種の見通し(目安)

令和3年12月から	医療従事者への接種開始
	高齢者施設入所者等への接種開始
令和4年1月から	一般高齢者への接種開始
3月頃	一般の方への接種開始

※ 接種券は接種時期が近づいた方へ市町村から送付される。

3 治療薬の投与体制の整備

(1) 中和抗体薬

- ・ 納品実績のある医療機関数※【ロナプリーブ】87医療機関
【ゼビュディ】8医療機関

※令和3年12月23日厚生労働省公表データ(令和3年11月30日時点)

外来等で治療薬を投与できる医療機関リストを作成、発熱外来指定医療機関等に提供した(令和3年10月28日)。

関係機関と連携し、投与可能な医療機関数を拡大する。

(2) 経口薬

- ・ 対応薬局数 650 薬局（令和4年1月7日現在）
処方ができる医療機関の登録を呼びかけるとともに、調剤を行う薬局リスト等の更新を行う。

4 施設従業者等への頻回検査の実施

県において、高齢者施設・障害児者施設の従業者等に対する検査に係る集中的実施計画を策定のうえ、これらの者に対する検査の頻回実施を行う。

5 日常生活の回復

(1) 後遺症対策

後遺症の診療をテーマとした医療機関向けの研修会を開催するなど、多くの医療関係者が最新の知見を得て、かかりつけ医などの地域の医療機関で、広く後遺症患者に対応できるように努めている。

(2) 迅速に利用できる検査の環境整備

以下の検査を無料で行うため、県内236箇所（1月17日現在）の薬局等の検査実施拠点を整備している。

- ア ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業（令和4年3月31日まで）
ワクチン・検査パッケージ制度及び民間におけるワクチン接種歴や陰性の検査結果を確認する取組で求められる検査を無料化
- イ 感染拡大傾向時の一般検査事業（令和4年1月31日まで）
知事の要請に応じて、感染に不安を感じる無症状の県民が受検する検査を無料化

(3) レベルについて

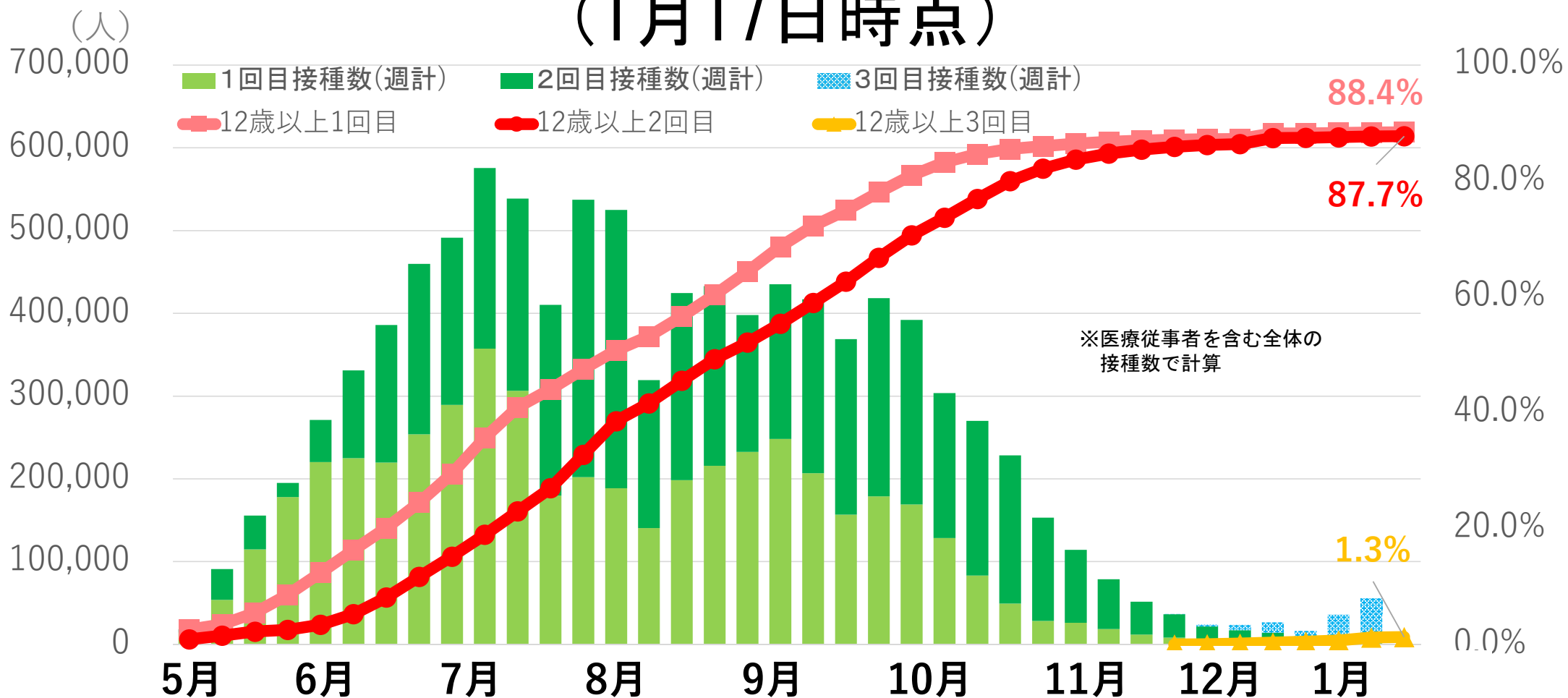
1月1日にレベル2に移行した。
今後の感染状況、医療提供体制等により、レベルの変更を適宜検討していく。

(4) 社会機能維持者の事業の継続について

濃厚接触者とされた社会機能維持者については、当該者の業務への従事が事業の継続に必要である等、一定の要件を満たせば、PCR検査又は抗原定量検査を用いる場合は最終曝露日から6日目、抗原定性検査キットを用いる場合は6日目と7日目の結果が陰性であれば、待機を解除することを認めることとする。

※「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について（令和4年1月5日（令和4年1月14日一部改正）事務連絡）」中の「濃厚接触者の取扱い」参照。

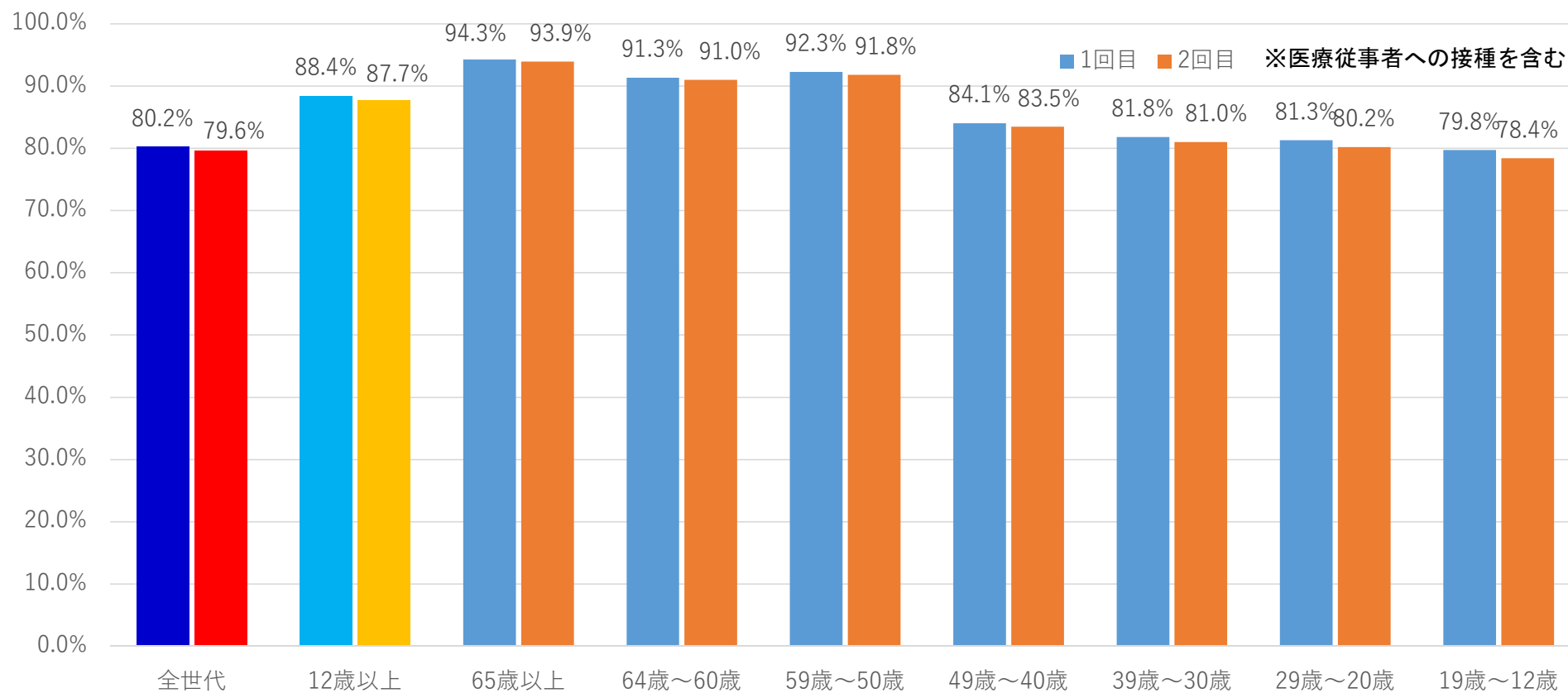
本県のワクチン接種率及び接種数の推移 (1月17日時点)



「時点日」までにワクチン接種記録システム (VRS) に記録され、集計されたデータを用いている。
 VRSへの接種記録登録は、接種日当日ではなく後日行われることもあるため、過去の接種日の件数も遅れて増加することがある。

世代別のワクチン接種率

1月17日時点



「時点日」までにワクチン接種記録システム（VRS）に記録され集計されたデータを、令和3年4月1日時点の人口データにより一部補正している。VRSへの接種記録登録は、接種日当日ではなく後日行われることもあるため、過去の接種日の件数も遅れて増加することがある。

事務連絡
令和4年1月5日
令和4年1月14日一部改正

各 〔 都道府県
保健所設置市
特別区 〕 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

B.1.1.529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び濃厚接触者並びに公表等の取扱いについては、当面の間、「B.1.1.529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて」（令和3年11月30日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。以下「令和3年11月30日付け事務連絡」という。）のとおり対応をお願いしているところですが、今後、自宅療養や宿泊療養を行う体制（以下「自宅等の療養体制」という。）が整った自治体について、感染急拡大が生じた場合には、下記のとおり対応（以下「本件対応」という。）を行うことを可能とします。あわせて、管内市町村、関係機関等への周知をお願いいたします。

B.1.1.529 系統（オミクロン株）の流行状況に応じた対応について追記しましたので、内容を御了知の上、御対応をお願いいたします。なお、4. の濃厚接触者の取扱いについては、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室と協議済みであることを申し添えます。

（主な改正箇所は**太字下線**）

記

1. 自宅等の療養体制の確認について

本件対応を行おうとする自治体は、以下の体制その他の自宅等の療養体制が整っていることを確認すること。

- ・経口薬について、医療機関間の連携により診断の当日ないし翌日での投与可能な体制を確保していること
- ・陽性判明当日ないし翌日に連絡をとり、健康観察やオンライン診療・訪問診療

等（※）ができる体制を確立していること

- ・パルスオキシメーターを自宅療養開始当日ないし翌日に配布すること
- ※往診や電話診療を含む。

（参考）「オミクロン株の感染流行に備えた地域の医療機関等による自宅療養者支援等の強化について」（令和3年12月28日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

「今夏の感染拡大を踏まえた今後の新型コロナウイルス感染症に対応する保健・医療提供体制の整備について」（令和3年10月1日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

2. 自宅等の療養体制が整った自治体における感染急拡大時の対応について

1. に示す自宅等の療養体制が整っている自治体において、自治体の総合的な判断の下（※）、感染の急拡大が確認された場合には、オミクロン株の患者等について以下の①及び②の対応を行うことが可能であること。

※総合的な判断の考慮要素は以下のとおり。

- ・オミクロン株の患者について全員入院を続けた場合に、3週間後に必要とされる病床数に基づく病床使用率（確保病床数に占める使用者数の割合）が50%を超えることが想定されること
- ・上記患者の濃厚接触者について全員宿泊施設待機とした場合に、3週間後に必要とされる宿泊療養施設の使用率（確保居室数に占める使用者数の割合）が50%を超えることが想定されること
- ・その他、医療現場や保健所業務のひっ迫状況等が想定されること

<自治体における対応>

①令和3年11月30日付け事務連絡のI. 1. において入院を行うこととしているB.1.1.529系統（オミクロン株）の患者等（4. でB.1.1.529系統（オミクロン株）の患者として取り扱う者を含む。）について、デルタ株等と同様、症状に応じて、宿泊療養・自宅療養とすることとして差し支えないこと。

②令和3年11月30日付け事務連絡のI. 2. において宿泊施設に滞在することを求めているB.1.1.529系統（オミクロン株）の患者等の濃厚接触者（4. でB.1.1.529系統（オミクロン株）の患者の濃厚接触者として取り扱う者を含む。）について、デルタ株等と同様、自宅等に滞在することとして差し支えないこと。

3. 本件対応に係る厚生労働省への事前報告について

2. の対応を行おうとする自治体は、あらかじめ、その旨を厚生労働省に報告すること（連絡先は下記の通り）。

(連絡先) 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 戦略班 Email:
--

4. B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の流行状況に応じた対応について

2. の対応を行うこととした自治体については、L452R 変異株 PCR 検査の陰性率（判定不能を除く）が 70%以上となったことを目安として、以下の対応を行うことが可能であること。

<変異株 PCR 検査及びゲノム解析の取扱い>

- ・ 変異株 PCR 検査については、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の発生・置換わりの状況を迅速に把握することを目的として実施してきたが、上記状況に鑑み、陽性検体全てではなく、患者数の 5～10%程度の L452R 変異株 PCR 検査やゲノム解析の実施を行う取扱いとすること。
- ・ ※ただし、新規感染者数が 15 人/10 万人未満の自治体においては、引き続き変異株 PCR 検査の実施率を可能な限り高めていただくようお願いします。

<B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の患者の取扱い>

- ・ 新型コロナウイルス感染症の検査陽性者（無症状の場合も含む。）を、原則として、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の患者であるものとして取り扱うこと。
- ・ 上記の検査陽性者について、他の検査陽性者と同室としても差し支えないこと。
- ・ ※現時点までに得られた科学的知見に基づき、陰圧管理は、他の新型コロナウイルス感染症患者と同様、必ずしも行う必要はない。

(注) 上記の検査陽性者の退院基準・療養解除基準

現時点までに得られた科学的知見に基づき、ワクチン接種が完了しているか否かにかかわらず、従来の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和 3 年 2 月 25 日付け健感発 0225 第 1 号厚

生労働省健康局結核感染症課長通知)に基づき、対応する。

<濃厚接触者の取扱い>

- ・ 上記の検査陽性者の濃厚接触者を、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の患者の濃厚接触者として取り扱うこと。
- ・ 上記により B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の患者として取り扱われる検査陽性者の濃厚接触者の待機期間については、現時点までに得られた科学的知見に基づき、最終曝露日（陽性者との接触等）から 10 日間とする。
- ・ ただし、地域における社会機能の維持のために必要な場合には、自治体の判断により、社会機能を維持するために必要な事業に従事する者（以下、「社会機能維持者」という。）（※）に限り、10 日を待たずに検査が陰性であった場合でも待機を解除する取扱いを実施できることとする。待機の解除に当たっては、社会機能維持者の所属する事業者において、以下のとおり検査等を行うものとする。
 - （1）社会機能維持者の所属する事業者において、当該社会機能維持者の業務への従事が事業の継続に必要である場合に行うこと。
 - （2）無症状であり、核酸検出検査又は抗原定量検査（やむを得ない場合は、抗原定性検査キット）により検査を行い陰性が確認されている場合に待機を解除すること。
 - （3）検査は事業者の費用負担（自費検査）により行い、核酸検出検査又は抗原定量検査を用いる場合は最終曝露日（陽性者との接触等）から 6 日目、抗原定性検査キットを用いる場合は 6 日目と 7 日目にそれぞれ行うこと。抗原定性検査キットは薬事承認されたものを必ず用いるとともに、別添確認書の①から⑤の対応を行うこととし、事業者が医薬品卸売販売業者から入手する場合は、当該確認書を同卸売販売業者に提出すること。なお、入手に当たっては、必要と想定される量を勘案して購入すること。
 - （4）いずれの検査方法を用いる場合でも、事業者は、社会機能維持者の検査結果を必ず確認すること。また、医療機関以外での検査により陽性が確認された場合には、事業者から社会機能維持者に対し、医療機関の受診を促すとともに、当該医療機関の診断結果の報告を求めること。なお、診断により陽性が確定した場合、感染症法に基づく保健所への届出は診断を行った医療機関が行うため、報告を受けた事業者から保健所への連絡は不要であること。
 - （5）待機解除後に社会機能維持者が業務に従事する際は、事業者において、感染対策を徹底すること。また、社会機能維持者に対して、10 日目までは、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けるよう説明すること。

※「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日（令和4年1月7日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）の「（別添）緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」に掲げる事業を参考として、自治体が適当と認める事業に従事する者とする。

（参考）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

（令和3年11月19日（令和4年1月7日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

（別添）緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

以下、事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、全ての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる全ての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。

- ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）
- ② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
- ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
- ④ 宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
- ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
- ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
- ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
- ⑧ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
- ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
- ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

4. 社会の安定の維持

・社会の安定の維持の観点から、緊急事態宣言の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。

- ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
- ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等）
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
- ⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
- ⑦ 育児サービス（託児所等）

5. その他

・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場等）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。

抗原定性検査キットを使用した検査実施体制に関する確認書

- ① 検査管理者が研修を受講していることを確認して、リスト化しています。
※ 研修については、厚生労働省の HP で公開される以下の WEB 教材の関連部分を学習します。
 - ・ 医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン
 - ・ 理解度確認テストhttps://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html
- ② 抗原定性検査キットは、社会機能維持者である濃厚接触者に対する検査にのみ使用します。
- ③ 検査管理者が、受検者に対し、検査の実施方法等について別紙を活用し説明するとともに、理解を得たことを確認します。また、検査の実施に当たっては、可能な限りオンラインで立ち会い・管理下において実施するほか、検査結果は必ず確認します。
- ④ 検査管理者が、受検者に対し、抗原定性検査キットを使用した検査の結果が陽性となった場合、医療機関への受診を促すとともに、その診断結果を確認します。
- ⑤ 検査結果が陰性だった場合にも、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控えるように求めます。

以上①から⑤までについて間違いがないことを確認しました。

確認日：

令和 年 月 日

確認者（抗原定性検査キット購入者）：

株式会社〇〇〇〇

確認者の住所：

〇〇県〇〇市〇〇

1 使用にあたって

- ① **あらかじめ検査に関する注意点、使い方等を勉強してから検査を実施**します。

(参考) 検査に関する注意点、使い方等

以下の3に記載する「一般的な検査手順と留意点」に加えて、厚生労働省が以下のホームページで公開するWEB教材を参考にするとともに、各製品の添付文書における使用方法や使用するキットを製造するメーカーの提供するパンフレットや動画資料を必ず確認・理解した上で、検査を実施してください。

厚生労働省関連HP

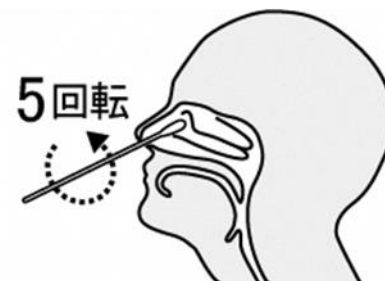
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html



- ② **鼻腔ぬぐい液を、自分で採取して検査**を行います。

- ・鼻から綿棒を2 cm 程度挿入し、5回転させ、5秒程度静置します。

鼻腔ぬぐい液採取



2 一般的な検査手順と留意点

<検体採取（鼻腔ぬぐい液の自己採取）>

- ① 鼻孔（鼻の穴の入り口）から2 cm 程度綿棒を挿入する
- ② 綿棒を鼻の内壁に沿わせて5回程度回転させる
- ③ 5秒程度静置し、引き抜く
- ④ 綿棒が十分に湿っていることを確認する

※同居人等がいる場合は、被検者は、他者と向き合わない方向を向くか、他者とガラス等により隔てられた位置に移動して実施します。

※他者による検体採取は感染等のリスクを伴う可能性があり、また、鼻咽頭（鼻の奥）ぬぐい液の自己採取は危険かつ困難であるため、鼻腔ぬぐい液の自己採取によって行います。

<試料調製>

- ① 採取後ただちに綿棒をチューブに浸す
- ② 綿棒の先端をつまみながら、チューブ内で綿棒を 10 回程度回転させる
- ③ 綿棒から液を絞り出しながらチューブから綿棒を取り出し、綿棒を破棄する
- ④ 各キットに付属する蓋（フィルター、ノズル、チップ等）をチューブに装着する
- ⑤ 製品によってはそのまま一定時間静置する

<試料滴下>

- ① チューブから数滴（製品により異なる）、キットの検体滴下部に滴下する
- ② 製品毎に定められた時間（15 分～30 分程度）、キットを静置する

<結果の判定>

- 判定の方法については、各製品の添付文書に加えて、判定結果を示している実際のキットの写真が含まれている各製品のパンフレット、動画資料等を確認してください。
- 試料の滴下を行ってから判定を行うまでの時間は、製品毎に異なります。指定された時間を過ぎた場合、キット上に表示される結果が変わることがありますので、各製品の添付文書を確認し、特に陰性と判定する場合には、必ず指定された時間で判定してください。（陽性の判定については、指定された時間の前でも可能なキットもあります。）
- キット上に表示される結果が明瞭でなく、判定が困難な場合には、陽性であった場合と同様に取り扱ってください。
- 抗原定性検査の結果を踏まえて被験者が感染しているか否かについての判断が必要な場合は医師に相談してください。

3 検査後の対応

判定結果	対応
陽性	・速やかに医療機関を受診してください。
陰性	・10 日目までは、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限りさけるとともに、引き続き、外出時のマスク着用、手指消毒等の基本的な感染対策を続けてください。

4 抗原定性検査キットの保管等

区分	取扱い方法
保管方法	常温（冷蔵保存の場合は、使用前に室温に戻してから使用）
廃棄方法	ご家庭等で使用したキット（綿棒、チューブ等を含む）を廃棄するときは、ごみ袋に入れて、しっかりしばって封をする、ごみが袋の外面に触れた場合や袋が破れている場合は二重にごみ袋に入れる等、散乱しないように気を付けてください。 参考：新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方（リーフレット） http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/leaflet-katei.pdf

まん延防止等重点措置の適用に伴う県立学校の対応について

令和4年1月19日

教育庁

◎感染防止対策を徹底した上で、学校運営を継続する。

◎地域の感染状況、交通状況等を踏まえ、校長と協議の上、時差通学を実施する。

- | | |
|----------|--|
| (1) 授業等 | <ul style="list-style-type: none">・感染リスクの高い活動は、慎重に判断した上で実施する。・感染状況により、直前でも内容の変更や延期等を検討する。・登下校時の飲食店や遊興施設への立ち寄り禁止とする。 |
| (2) 学校行事 | <ul style="list-style-type: none">・可能な限り少人数、短時間で行うとともに、距離を確保し、リモートでの実施等の工夫をする。・修学旅行は、事前の健康チェックや感染症対策等を遺漏なく万全に行ったうえで、本県や旅行先の感染状況を踏まえ実施について慎重に判断する。 |
| (3) 部活動 | <ul style="list-style-type: none">・県内外の学校との練習試合等の交流は中止とする。・活動は平日のみ3日以内とする。・部室等での飲食は禁止とする。 |